

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 国民スポーツ大会スポーツクライミング競技
 国スポブロック大会における本大会出場チーム決定方法に関する規定 別紙
 本大会出場チーム選出方法について（解説）

「国スポブロック大会における本大会出場チーム決定方法に関する規定」（以下「本規定」という。）第2章に基づく本大会出場チームの決定方法は以下の通りとする。

1. リードおよびボルダーの各競技の順位は、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング競技規則」（以下、「SC 競技規則」という。）第10章および第11章に定めるチーム・リード、チーム・ボルダーの各規則および本規定第4条および第5条に定める例外を適用して決定する。
2. 各種別の種別総合順位は、本規定第7条を適用して決定する。例として、ブロック内4県中、本大会への出場チームは2チームの場合を示す。なお、(2)以降の同着の解消方法については、あくまでも同着によって本大会出場チーム数上限を超える場合にのみ適用し、本大会出場チーム同士や出場チーム以外の同着の解消は行わないものとする。（ただし、各ブロック大会での独自の表彰等で順位を決定する必要がある場合は、当該ブロック大会で取り決めて適用することはできる。）

- (1) リード、ボルダーそれぞれのチーム順位ポイントを相乗し、その結果を比較し決定する。
 (本規定第7条第1項第2号)

	A 県	B 県	C 県	D 県
リード競技 チーム順位	1 ポイント	3 ポイント	2 ポイント	4 ポイント
ボルダリング競技チーム順位	2 ポイント	1 ポイント	4 ポイント	3 ポイント
チーム順位ポイントの積	2	3	8	12
種別総合順位	1 位	2 位	3 位	4 位

★チーム順位ポイントの相乗値が小さい、A 県と B 県が出場チームとなる。

- (2) 複数のチームで(1)で求めたチーム順位ポイント相乗値が同じとなり同着となる場合は、【種目別チーム順位で高順位を有するチーム】を上位とする。(本規定第7条第1項第3号)

	A 県	B 県	C 県	D 県
リード競技 チーム順位	1 ポイント	4 ポイント	2 ポイント	3 ポイント
ボルダリング競技チーム順位	4 ポイント	1 ポイント	2 ポイント	3 ポイント
チーム順位ポイントの積	4	4	4	9
種別総合順位	1 位	1 位	3 位	4 位

★高順位を有する A 県と B 県が出場県となる。

(3) (2) を適用してもなお同着によって本大会出場チームを決定できない場合は、【個人順位総合ポイントの値が小さいチーム】を上位とする。(本規定第7条第1項第4号)

	A 県	B 県	C 県	D 県
リード競技 チーム順位	1 ポイント	2 ポイント	3 ポイント	4 ポイント
ボルダリング競技チーム順位	1 ポイント	3 ポイント	2 ポイント	4 ポイント
チーム順位ポイントの積	1	6	6	16
種目総合順位	1 位	2 位	2 位	4 位

★高順位を有する A 県は (1) にて決定。B 県、C 県は (1) (2) を適用しても、同順位のため個人順位総合ポイントを求める。

個人順位総合ポイント

$$= \text{選手1 リード個人順位ポイント} \times \text{選手2 リード個人順位ポイント} \\ \times \text{選手1 ボルダリング個人順位ポイント} \times \text{選手2 ボルダリング個人順位ポイント}$$



	B 県	C 県
リード競技 個人順位ポイント	2.5 / 4	5 / 6
ボルダリング競技 個人順位ポイント	5 / 6	3 / 4
個人順位総合ポイント	<u>300</u>	<u>360</u>
種目総合順位	2 位	3 位

★個人順位総合ポイントが小さい B 県が 2 位となり、出場が決定。

(4) (3) の個人順位総合ポイントでも同着が解消できずに出場チームを決定できない場合は、【より小さい個人順位ポイントを有するチーム】を上位とする。(本規定第7条第1項第5号)

	B 県	C 県
リード競技 個人順位ポイント	<u>2</u> / 6.5	5 / 6.5
ボルダリング競技 個人順位ポイント	5 / 6	<u>3</u> / 4
個人順位総合ポイント	<u>390</u>	<u>390</u>
種目総合順位	2 位	3 位

★より小さい個人順位ポイントを有する B 県が 2 位となり、出場が決定。

3. 2. (4) まで適用してもなお出場チームが決定できない場合は、本規定第8条に定めるタイブレーク・ラウンド、もしくは当該ブロックを構成する各都道府県の代表者による合意および事前の告知をもって定めた方法によって本大会出場チームを決定する。(本規定第8条第2項)

(令和5年(2023年)5月11日 JMSCA スポーツライミング部国スポ委員会作成/改正)